「

二〇〇八・九三	クランベリー（ヴァキニウム・マクロカルポン、ヴァキニウム・オクシココス及びヴァキニウム・ヴィティスイダイア） 一　砂糖を加えたもの ㈡　その他のもの	五・五％
二〇〇八・九七	混合したもの 一　ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテルのうち 砂糖を加えてないもの	三％」

に改める。

別表第二第二〇・〇九項を次のように改める。

二〇・〇九	果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。） その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）	七・六％
二〇〇九・八九	その他のもの 二　野菜ジュース ㈡　その他のもののうち 気密容器入りのもの	

別表第四第二項中「第二七一〇・一一号の一の㈠のA の(b)、B若しくはC、㈡若しくは㈢」を「第二七一〇・一二号の一」に改め、「第二七一〇・一九号の一」の下に「、第二七一〇・二〇号の一」を加える。

別表第四第一一項中「、第五八〇一・二四号の二、第五八〇一・二五号の二」を削り、「第五八〇一・二六号の二の㈡」の下に「、第五八〇一・二七号の二」を加える。

別表第五第一項を次のように改める。

一	関税定率法別表（以下この表において「関税率表」という。）第〇三〇一・九九号の二の㈠、第〇三〇二・四一号、第〇三〇二・四四号、第〇三〇二・四五号、第〇三〇二・五一号、第〇三〇二・五五号、第〇三〇二・五九号の一、第〇三〇二・六一号、第〇三〇二・六五号、第〇三〇三・五一号、第〇三〇三・五五号、第〇三〇三・六三号、第〇三〇三・六七号、第〇三〇三・六九号の一、第〇三〇三・七一号、第〇三〇三・七五号、第〇三〇四・九四号、第〇三〇五・一〇号、第〇三〇五・五一号、第〇三〇五・五五号、第〇三〇五・六三号まで、第〇三〇七・二一号、第〇三〇七・二九号の一若しくは三、第〇三〇七・七一号の一又は第〇三〇七・七九号の一の㈠若しくは三の㈠に掲げる物品 関税率表第〇三〇二・九〇号の一又は第〇三〇五・二〇号の三に掲げる物品のうち たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵 関税率表第〇三〇五・三二号に掲げる物品のうち たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの） 関税率表第〇三〇五・三九号の二に掲げる物品のうち にしん（クルペア属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの） 関税率表第〇三〇五・五九号の二、第〇三〇五・六九号の二、第〇三〇五・七二号の二の㈡若しくは三の㈡又は第〇三〇五・七九号の二の㈡若しくは三の㈡に掲げる物品のうち にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの） 関税率表第〇三〇七・四一号又は第〇三〇七・四九号の一若しくは三に掲げる物品のうち もんごういか（セピア・オフィキナリス）以外のもの 関税率表第〇三〇七・九一号又は第〇三〇七・九九号の一若しくは三に掲げる物品のうち いか（もんごういかを除く。）、スキャロップ（いたやがい科のもの）及び貝柱

別表第五第四項中「第一二一二・二〇号の一の㈠又は㈡」を「第一二一二・二一号の一又は二」に、「第一二一二・二〇号の一の㈢」を「第一二一二・二一号の三」に改める。

別表第五第五項中「第一七〇一・一一号の二、第一七〇一・一二号の二、第一七〇一・一四号の二」に、「分みつ糖」を「分蜜糖」に改める。

別表第五第七項中「分みつ糖」を「分蜜糖」に、「第一二一二・二〇号」を「第一二一二・二一号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三条中関税法第四条の改正規定、同法第七条の九の改正規定、同法第十五条の改正規定、同法第十五条の三の改正規定、同法第十八条の二の改正規定、同法第二十条の改正規定、同法第二十条の二の改正規定、同法第三十条の改正規定、同法第四十一条の改正規定、同法第四十三条の三の改正規定、同法第六十三条の改正規定、同法第六十七条の二の改正規定（「関税暫定措置法第八条の二第一項第二号（特恵関税等）に規定する特定鉱工業産品等であつて同項」を「メキシコ協定第五条1（メキシコ協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品でその譲許の便益の適用を受けるものに係る場合に限る。）」に改める部分を除く。）、同法第六十七条の三の改正規定、同法第六十七条の十一及び第六十七条の十二を削る改正規定、同法第六十七条の十を同法第六十七条の十二とする改正規定、同法第六十七条の九の改正規定、同条を同法第六十七条の十一とする改正規定、同法第六十七条の八の改正規定、同条を同法第六十七条の十とする改正規定、同法第六十七条の七を同法第六十七条の九とする改正規定、同法第六十七条の六の改正規定、同条を同法第六十七条の八とする改正規定、同法第六十七条の五を同法第六十七条の七とする改正規定、同法第六十七条の四の改正規定、同条を同法第六十七条の六とする改正規定、同法第六十七条の三の次に二条を加える改正規定、同法第六十